

【医療情報取得加算について】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診等を通じて、患者様の情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

- ・ 初診時 1 点
- ・ 再診時 1 点（3 ヶ月に 1 回に限り算定）

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず加算となります。